

近江八幡市 水郷風景計画の変更

西の湖周辺における一体的な風景づくりを展開していく観点から、平成28年10月より水郷風景計画区域を拡大し、水郷風景計画を変更しました。



この地域には、琵琶湖の原風景である内湖・西の湖とヨシ原を中心に水と緑豊かな自然と人々の営みが融合した文化的な風景があります。

この地域の美しい風景を大切に守り、はぐくみ、誇りと愛着をもって次世代へと引き継ぐために風景に関する基準を設けています（風景形成基準）。

今回の変更で、新たに水郷風景計画区域に含まれる区域のうち、安土町下豊浦字江ノ島などの住宅地については、水郷風景計画の概要版7ページに示している「新住宅地・市街地地域」の基準を参照してください。



水郷風景計画区域

